

熊本市クーリングシェルター指定基準要領

制定 令和6年9月26日 健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要領は、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づく指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）の指定（以下「本指定」という。）について必要な事項を定めた熊本市クーリングシェルター指定要綱第2条の要件に加え、クーリングシェルターとして指定する施設及び管理者等の基準を定めるものである。

(施設の基準)

第2条 市は、熊本市クーリングシェルター指定申請書を提出するに当たり、施設が次の各号に該当する場合には、指定を行わないことができる。

- (1) 開放可能場所が入場料等の支払いが必要な場所であるとき。
- (2) 公衆衛生、災害防止等について十分配慮されていると認められないとき。
- (3) 利用者に受動喫煙のおそれがあるとき。

2 市は、クーリングシェルター指定後に前項各号のいずれかに該当することが判明した場合には、指定を取り消すことができる。

3 第1項各号に該当するかの判断を行うため、市は施設の現地調査を行うことができる。

(管理者等の基準)

第3条 市は、施設の管理者及び当該施設の運営等を行う法人等が次の各号のいずれかに該当し、又は該当する行為を行った場合は、指定を行わない又は指定を取り消すことができる。

- (1) 政治的活動又は宗教的活動に利用され、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 公序良俗に反する又はそのおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織又は組織とつながりがあると認められるとき。
- (4) 人権侵害につながるおそれがあるとき。
- (5) 関係法令に反したり関係機関の指示に従わないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定が不適当と認められるとき。

(協議)

第4条 本要領に定めのない事項又は本要領に定める事項について疑義が生じた場合は、市と施設の管理者等とが協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月26日から施行する。